

平成 2 4 年度 第 1 回

美里町学校教育環境審議会会議録

平成24年度第1回美里町学校教育環境審議会会議録

平成24年8月21日(火曜日)

出席委員(11名)

委 員	尾 形 剛 志 君
委 員	高 橋 直 見 君
委 員	日 向 敏 男 君
委 員	荒 川 繁 君
委 員	門 田 真 理 君
委 員	長 澤 学 君
委 員	曾 根 昭 夫 君
委 員	木 村 強 一 君
委 員	勝 又 治 子 君
委 員	佐 藤 忠 博 君
委 員	齋 藤 亮 一 君

欠席委員(1名)

委 員	高 橋 康 博 君
-----	-----------

教育委員会及び事務局出席者

委 員 長	佐々木 勝 男 君
教 育 長	佐々木 賢 治 君
教育次長兼教育総務課長	大 友 義 孝 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君(会議書記)

議事日程

平成24年8月21日（火曜日） 午後3時30分 開議

第 1 美里町教育委員会委員長 挨拶

第 2 委嘱状の交付

第 3 審議会委員及び事務局の自己紹介

第 4 委員長及び副委員長の選出

第 5 諮問書の交付

第 6 協議事項

1) 配付資料の説明について

2) 学校教育環境の調査審議内容について

3) 審議会の開催日程案について

第 7 その他

本日の会議に付した事件

第 1 美里町教育委員会委員長 挨拶

第 2 委嘱状の交付

第 3 審議会委員及び事務局の自己紹介

第 4 委員長及び副委員長の選出

第 5 諮問書の交付

第 6 協議事項

1) 配付資料の説明について

2) 学校教育環境の調査審議内容について

3) 審議会の開催日程案について

第 7 その他

午後3時30分 開議

○教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第1回美里町学校教育環境審議会を開会いたします。次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

挨拶を、美里町教育委員会委員長 佐々木勝男より申し上げます。

日程第 1 挨拶

- 教育委員長（佐々木勝男君） 本日はお忙しい中、環境審議会にご出席いただきました。環境審議会は条例に基づくものであり、審議会の委員として皆様に教育委員会からお願いするものです。期間が2年間でハードスケジュールになると思われますが、後程申し上げる5項目について本町の学校教育環境について調査審議をし、委員の皆様からのご提言、ご意見をまとめていただきたいと存じます。順調にご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございます。

日程第 2 委嘱状の交付

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 続きまして委員就任を承諾いただきました皆様に、教育委員会より委嘱状を交付させていただきます。教育委員長が皆様方のお席に廻らせていただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

〔委員長より各委員に委嘱状を交付〕

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 只今、皆様方に委嘱状を交付させていただきました。今後のご審議よろしくお願い申し上げます。尚、南郷中学校保護者である高橋康博委員は、本日けがの治療のため入院するため欠席するとの報告をいただいております。

日程第 3 委員及び事務局の自己紹介

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 続きまして委員の皆様は本日初めて顔を会わせたいと思いますので、自己紹介をいただきたいと思います。事務局よりお名前をお呼びしますので、一言ずつお願いいたします。それでは名簿の順にて尾形委員より、お願い申し上げます。

〔以下、自己紹介は省略〕

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 続きまして事務局であります教育委員会の職員を紹介します。

〔委員長、教育長、教育総務課長、教育総務課課長補佐の自己紹介は省略〕

日程第４ 委員長及び副委員長の選出について

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 次に次第にあります委員長及び副委員長の選出についてお願いいたします。お手元にある資料の美里町学校教育環境審議会条例第4条の規定に「審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める」とあります。委員長、副委員長の選出については、教育長を仮議長とさせていただいてよろしいでしょうか。

〔異議なしとの声あり〕

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。それでは教育長、仮議長として進行をお願いします。
- 教育長（佐々木賢治君） それでは委員長、副委員長が互選されるまでの間、仮議長をさせていただきます。只今、事務局より説明がありました通り、条例に基づき委員長1名、副委員長1名の選出をお願いします。互選については、皆様の意見やいろいろな方法があると思いますが、いかがいたしますか。
- 委員（荒川 繁君） はい。
- 教育長（佐々木賢治君） 荒川委員、お願いします。
- 委員（荒川 繁君） 各委員は初めてお会いしていますので、全くわかりません。事務局で腹案をお持ちであれば、示していただきたい。
- 教育長（佐々木賢治君） 荒川委員より、事務局の案を示していただきたいとの提案がありましたが、いかがでしょうか。
- 委員（尾形剛志君） 審議会の名簿を見ますと、当然ながら学校関係者、保護者、地域の立場の方々であります。お一人のみ先程の自己紹介でもありましたが、この地に縁もゆかりもない方がいらっしゃいます。この方が微妙な問題も公正に審議を進めていただけるのではないかと思いますので、初めてお会いして失礼ですが、高橋先生が望ましいと感じております。
- 教育長（佐々木賢治君） 只今、尾形委員より高橋委員にお願いしたいと意見がありました。尚、併せて事務局の案をお示ししたいと思います。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 事務局の案を申し上げます。委員長には、高橋直見委員にお願いしたいと存じます。資料にもありますが現在、学校法人聖ウルスラ学院理事に就任されておりますが、本審議会には学識経験者として委嘱させていただいております。高橋委員は、平成18年から19年まで栗原市において、学校教育環境検討委員会の会長をとして会の運営

を務めておられました。この実績と経験を美里町の環境審議会においても、賜りたいと存じます。以上であります。

- 教育長（佐々木賢治君） 事務局案もお示しましたが、いかがでしょうか。高橋委員に委員長をお願いしてよろしいでしょうか

〔異議なし、是非お願いしますとの声あり〕

- 教育長（佐々木賢治君） ありがとうございます。高橋委員には、委員長の職務をお願いいたします。続きまして、副委員長の選出をお願いします。まさに皆様初対面ではありますが、いかがでしょうか。

- 委員（長澤 学君） 事務局案はありますか。

- 教育長（佐々木賢治君） 長澤委員より事務局案をお願いしますと意見がありましたが、事務局案を示していただきたい。

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 事務局案を申し上げます。副委員長には、木村強一委員をお願いしたいと存じます。木村委員は名簿に記載させていただいているように、今回の審議調査に深いご認識をお持ちであり、委員に公募していただきました。以前は、公立学校の校長先生を務められ、学校教育に精通しておられます。また、美里町の総合計画審議委員もお引き受けいただいております。この経験と実績により、本審議会の副委員長に選出いただきたいと存じます。

- 教育長（佐々木賢治君） 事務局案として、公募で委員となられた木村委員をお願い申し上げました。尚、副委員長は条例第4条にある通り、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理すると規定されております。木村委員いかがでしょうか。

- 委員（木村強一君） 高橋先生も教員をしていらっしゃるんですね。副委員長は教員でない方がよろしいのではないのでしょうか。例えば、曽根委員とか、どなたかいませんか。

〔学識経験や知識を持っている方がよろしい、是非お願いしますとの声あり〕

- 教育長（佐々木賢治君） 木村委員、よろしいですか。

- 委員（木村強一君） わかりました。

- 教育長（佐々木賢治君） 皆様、木村委員に副委員長をお願いしてよろしいでしょうか。

〔異議なし、お願いするとの声あり〕

- 教育長（佐々木賢治君） よろしく願いいたします。皆様のご協力により委員長及び副委員長が決定しました。ありがとうございました。それでは、委員長、副委員長に席を譲らせていただきます。

〔委員長、副委員長が中央席に着く〕

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 自己紹介はいただいておりますが、改めて委員長、副委員長より就任のあいさつをいただきたいと存じます。
- 委員長（高橋直見君） 美里町学校教育環境審議会は条例でしっかり定められており、その審議会の委員長と言うことで、改めて任が重いと感じております。皆様の協力やご支援によって、2年間で諮問事項に答えることになります。先程自己紹介で、縁もゆかりもないと話したが、比較的薄いという意味であります。南郷高校には何度も来たことがありますし、古川高校教頭時代には、生徒募集で中学校訪問をしたこともあります。ここにお越しの皆さんに比べて縁が薄いと言うことです。先程、紹介があったように栗原市で学校教育環境検討委員会がありまして、教育環境をどう整備するか検討しました。栗原市は10町村が合併し、幼稚園から中学校まで学校数が多かった。当時の苦勞が思い出されます。

このような重要な会議に委員として委嘱されるのは、社会参加として地域に貢献できると考えております。重責ではありますが、よろしくお願いします。

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。ご指導よろしくお願いいたします。次に木村副委員長、ご挨拶をお願いいたします。
- 副委員長（木村強一君） 副委員長にご指名いただいた木村です。私は縁もゆかりも美里町の出身です。そのため、余り思い切ったことも言えない面もありました。教育環境には大変興味があります。極端に言うと、学校の環境が良いということは、教育がうまく行っていると言うことです。いろいろな方が委員となっているので、その立場で意見を出し、それを聴けることは自分の勉強になると思い、委員に公募しました。聞くところによると、委員を希望する方が多かったようだ。就任した以上は、知っている方も多いので自由に話をさせていただきます。委員長が栗原市出身なので、言いづらい際は副委員長を通じて、いろいろ意見していただきたい。効果ある審議を進めていきたいと思います。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

日程第5 諮問書の交付

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 続きまして、教育委員会より高橋委員長に諮問書の交付をさせていただきます。準備のため少々、お待ち願います。委員の皆様には諮問書の写しを配布させていただきます。

〔教育委員長より、高橋環境審議会委員長に諮問書の交付〕

- 教育委員長（佐々木勝男君）〔諮問書を読み上げ交付；別紙諮問書により省略〕

よろしくお願いいたします。

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君）委員長に諮問書を交付させていただきました。審議会の皆様、よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議事項に入る前に暫時休憩とさせていただきたいと存じますが、委員長よろしいでしょうか。

- 委員長（高橋直見君）はい。

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君）5分間の休憩とします。再開は4時15分からお願いします。

〔休憩〕午後4時10分

〔再開〕午後4時15分

日程第6 協議 1) 配付資料の説明について

- 委員長（高橋直見君）それでは審議会条例第5条において、会議は委員長がその議長となると規定がございますので、不肖私がこれからの会議を進めていきます。これから予定させている協議事項が3つほどありますが、その前に先程、諮問をいただきました。委員皆様はよく存じていると思いますが、審議会と言うのはある教育課題があってその課題の諮問を受ける。そして答えを出す、これが答申です。これから2年間でありますが、何回か審議会を開いて検討し、最終的には答申という形で諮問に答える。

どういう答申になるかは今後の検討の結果であるが、諮問が5項目あります。いずれも重い内容を含んでおります。委員皆様は、絶えずこれを念頭に置いて会議に臨んでいただきたいと思います。それでは、協議事項の順に事務局から説明願います。

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君）それでは座ったまま説明させていただきます。本配付した資料は、次第と書かれた資料と平成24年度美里町の教育であります。美里町の教育は、本日の説明とはなりませんので、ご自宅で目を通していただきたいと思います。それでは、配付資料の説明を行います。

〔以下、配付資料の説明に付き、内容省略；概要は下記の通り〕

- ・学校教育環境審議会名簿、学校教育環境審議会条例写し、同条例施行規則写し

- ・資料 美里町立小中学校、幼稚園変遷一覧
- ・資料 美里町立学校等施設の状況
- ・資料 美里町立小中学校児童生徒数推移一覧
- ・資料 美里町立小中学校児童生徒数推計一覧

資料 から まで、説明させていただきました。以上でございます。

- 委員長（高橋直見君） まとめて説明いただいた。質疑の時間を取ってよろしいでしょうか。お聞きしたい事項、確認したいことがあればお願いします。ないようですので、私からよろしいですか。資料 、 で小学校の6学級とあるが、1学年1学級あると考えてよいのでしょうか。複式学校はないのですね。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 現在の美里町立小中学校においては、複式学級はありません。以前統合となった砂山小学校が、複式学級であったと聞き及んでいます。
- 委員（荒川 繁君） 資料 の児童生徒数の推計で、南郷小学校の児童数が減っているのに、学級数は減っていないのは、特定の学年で児童数が多いと考えて良いですか。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） その通りです。今後必要に応じて、学年ごとの児童数も資料として、お示しする予定です。
- 委員長（高橋直見君） 確認ですが、小学校1・2年生と中学校1年は35人学級として、他の学年は40人学級で推計しているのですね。大事なことですが、美里町では30人学級や35人学級を進めることを町のビジョンとして考えていますか。今すぐの回答でなくとも良いです。
- 教育長（佐々木賢治君） 40人は国が示した基準です。宮城県では小学校1・2年生と中学校1年生を学級編成弾力化事業として、35人超学級の解消を図っております。宮城県の事業で実施しており、美里町独自で少人数学級の実現を図る予定はありません。
- 委員長（高橋直見君） 学級数は教員の配置に直結します。いますぐ事業展開する訳にはいきませんが、おいおい話題になるかと思います。

資料4まで、終了でよろしいですか。では、協議事項2について説明願います。

日程第6 協議 2) 調査審議内容について

3) 開催日程案について

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 協議事項2) 学校教育環境の調査審議内容と3) 審議会の開催日程案は、関連性がありますので一括して説明させていただきます。皆様方の資料は

資料 となります。

〔以下、資料により説明〕

- ・今後の進め方は、委員長・副委員長と協議する
 - ・平成24年度中に5回、平成25年度中に5回の計10回の開催を予定している
 - ・審議が不足する際は、追加の開催もあり得る
 - ・事務局案として、第2回目で学校施設等の現状把握のため、現地視察を予定している
- 委員長（高橋直見君） 最初に平成24年度の審議の進め方について協議します。第5回目において、中間まとめとありますが、一概にまとめと言ってもレベルがありましてほぼ完成形に近いものや、入り口の状態も想定されます。目標と考えてよろしいですね。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） その通りです。
- 委員（曾根昭夫君） 第2回目において現地視察調査となっておりますが、事務局ではどのようなイメージを持っていますか。
- 委員長（高橋直見君） 視察の内容など概要を教えてください。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 学校ごとに施設の現状は異なります。施設の現状を委員皆様に把握してもらえないと、深く審議に入っていけないと考えて案として記載した。写真で確認するなど方法がありますが、実際の目で見ていただくことが大切であると考えました。
- 委員（曾根昭夫君） 施設を見ることは良いが、現地を廻るだけで相当時間を要すると思う。審議会は、半日の日程になる。1回だけでは済まないと思う。委員長、副委員長と今後の審議内容を詰めてほしい。また、視察する際は資料 を見やすくしてほしい。工夫した表があればよい。簡単で良いので何年にどのようなメンテナンスを入れたのか数表に示してほしい。メンテナンスにより、耐用年数が異なることもある。整備台帳で確認できるはずです。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 施設台帳を確認してみます。
- 委員（曾根昭夫君） 一覧表を作成し、整備の動きが判ればよい。建設課と連携して作成してほしい。但し、依頼しただけではいけない。内容をきちんと確認すべきである。応援しますから、相談してください。
- 委員（長澤 学君） 2班に分かれて視察調査も可能ではないか。
- 委員長（高橋直見君） 交通整理をさせていただく。今回は基礎的な資料をお示しし、これからの審議を考えていただく場であると思う。これからの審議会において、このような資料を作成してほしい、資料を判りやすくしてほしいなど事務局への注文は、その都度出てくると思う。

そういった前提で、今回は進めているのでご了承願いたい。

- 委員（勝又治子君） 次回の審議会のイメージがないと参加する準備ができない。詳しい内容を示していただきたい。
- 委員長（高橋直見君） 全ての施設を視察するのは、相当な時間を要するので無理であると思う。主だった学校を回るピックアップ方式が良いと考える。
- 委員（勝又治子君） 視点が決まれば、分かれて視察することも可能と思う。
- 委員長（高橋直見君） どの学校が視察調査にふさわしいかは事務局で決めてほしい。しかるべきリストを作成してほしい。
- 委員（尾形剛志君） 他市町村の取組や学校の適正規模などの資料は事務局で示していただけますか。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 先進地事例などをお示ししたいと考えます。
- 副委員長（木村強一君） ほかの市町村から資料を取り寄せる際は、盗用などにならないように、注意していただきたい。
- 委員長（高橋直見君） 既に取り組みを実施している市町村の資料はオープンである。微妙な問題や非公開資料は伏せなければならないが、直接聞き取りも可能である。

栗原市の場合も、いろいろと意見が出た。どうして学校の規模を大きくしなければならないか、小規模のファミリー的でも良いのではないか。小学校ではせめて2学級ほしい。何年間も仲間と一緒に切磋琢磨する場をどうやって造るのかなど、様々な意見があった。大切なことは、この地区の教育をどのようにしたら良くなるのかを考えることである。学力向上やスポーツ振興など、様々なすりあわせが必要である。宮城県の職員や大学教授の意見を聴くことも必要である。早いうちに、このような場を設定できるよう、事務局と協議します。

第2回目の会議内容は、ハードなので2回に分けなければならないと思う。5回でできない際は、追加の審議会もあり得ます。

- 教育長（佐々木賢治君） 活発な意見をいただきました。現地視察等は、審議会にて議論し、審議内容を整理した後に、改めて委員に示したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員長（高橋直見君） まずは課題を整理協議し、その点を勉強する。早めにみてもどこに課題があるのか分からないので、視察は後回しにすることによってよろしいですか。
- 委員（荒川 繁君） 視点をどこに置くのかがまだ話し合いされていません。適正規模と言うと統廃合の考えが入るのかと思った。学区内の問題を机上で議論しないといけなと思います。
- 委員長（高橋直見君） 教育長の意見は、その方向だと理解しております。それでは、協議事

項の２と３は一緒になっていますが、事務局の考えはいかがですか。

- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 委員皆様からごもっともな意見をいただいた。肌上での審議をいただき、問題課題を整理し、現地調査が必要であれば視察を行いたいと思います。通学区エリアがどうなっているのかを示す地図などを資料として提示していきたいと思います。

また、委員長が話された大学教授などを招いた勉強会なども取り入れできるよう、検討させていただきます。

- 委員長（高橋直見君） それでは協議の１、２、３が終了しましたが、予定通り協議が進んだと理解してよろしいですか。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） はい。

日程第７ その他

- 委員長（高橋直見君） 委員の皆様から言い足りなかったことや今後の参考になることはありませんか。

- 委員（門田真理君） 審議会委員の公募の募集が広報のお知らせ版に載っていた。私も応募しようと思っていましたが、注意書きに専念できる方とあった。専念できるとは一体なんだろう、私も仕事があるので躊躇して、応募しなかった。その後、学校からいかがですかと振られたので、でたいと思っていたと話した。公募と宛職の専念できるかできないかの違いは何なのか。

そして校長先生が、あと何か月で退職と話されたが、任期が２年なのでラスト１年は現役の校長先生がいなくて審議するのかなと思ったのですが、皆さんいかがですか。伺いたいと思います。

- 委員長（高橋直見君） 第１回目と言うことで、委員の就任のいきさつや任期の心配をなさっていますが、ざっくりばらんにその辺、いかがですか。
- 教育総務課長（大友義孝君） 条例の第２条には、こういった組織の中から委員をお願いしたいとしていますが、代表とはしていません。委員皆さんが会議に臨んで所属団体に戻った際に、附属するの皆さんに説明する責任がでます。また情報や意見をもらって、また会議に臨むことになります。今回は代表を外してあります。会の代表ではなく、個人の意見を積極的に発言してほしいと思います。

専念できる方としたのは、町でも様々な委員会や審議会がありますが、掛け持ちするのではなく、本審議会の審議に集中してもらいたいと考えました。皆さんは仕事がある方もいりゃ

います。資料はできる限り、事務局で用意しますが、自宅で目を通して勉強するなどして、審議会に臨んでもらいたい。その意味で専念と言う表現にしました。

また、校長先生には代表者ではなく、学校長のなかで選出していただいた。退職で委員が欠けるのではなく、条例第3条には補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするとしております。委員の継続性はないかもしれませんが、前任者は審議した内容をしっかり伝達していただき、後任者はそれも踏まえて意見を述べていただく中で、会を運営していきたいと考えます。説明に納得していただけるか不明ですが、難しい質問でしたので考えを述べさせていただきました。

- 委員長（高橋直見君） 専念の意味を詳しく説明いただいたが、よろしいですか。
- 委員（門田真理君） はい。
- 委員長（高橋直見君） ほかにありますか。
- 委員（勝又治子君） 傍聴席がありますね。会議の中身は公開されると思いますが、傍聴できなかった際は要望すれば、公開されるのですね。記録と言うのはどうなるのかな、と思いました。
- 委員長（高橋直見君） 私の立場で言うのもどうかと思いますが、会を進めていくうちに微妙な問題も話し合うわけで、いつも100%オープンという訳にもいかない。ただ原則オープンでいいんだと、そういったスタンスで行きます。県の審議会などの条例でも、意思形成にかかわる部分については、非公開としている。これは情報公開条例にもきちっと定められています。
- 何かが入って歪められてはならないという趣旨です。ですから、委員さんの中でこれは傍聴されては言い難いなどあったら、非公開とすべきです。初めから非公開、途中から非公開とするなど、会を進める場で委員さんの合意で良いと考えます。
- 委員（勝又治子君） 毎回、記録はするということですね。
- 委員長（高橋直見君） 記録は取ります。しかるべき時は、全部オープンにする。きちっとまとめが出るまでは、公正厳正にしなければならない。記録をたどって悪意に満ちて妨害する人もないわけではない。
- 委員（勝又治子君） 話はそれますが、総合計画審議会の経験から話します。会議の記録は次の会議で委員に渡していました。記録は随分遅れましたが届いておりましたが、そのようになりますか。
- 委員長（高橋直見君） 確認ですが、議事録署名委員を立てて厳正な記録にしますか。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君） 皆さんに配布した資料の中で、審議会条例施行規則第4条に会議の公開の規定があり、先程委員長が話した通り会議は公開する、基本はオープンで

す。但し、出席委員の3分の2以上の賛成により非公開の会議とする規定があります。

また、勝又委員から意見があった会議録は、第6条に委員長は会議の要旨を作成する。会議録は庶務で、庶務とは教育委員会教育総務課ですが、調製し会議に出席した委員の承認を得て、委員長が確定するとしております。会議の場で皆さんに会議録を見てもらい、問題ないか検討いただき、承認を得て確定した後は、公開できると考えております。

- 委員長(高橋直見君) それでは、第1回目の会議録は2回目の会議前に確認して記録とする。こういった作業を繰り返し行うということですね。
- 教育総務課課長補佐(寒河江克哉君) できれば、事前にお渡しできればベストと考えます。
- 委員(曾根昭夫君) できればではなく、前回開いた会議の内容を確認しなければならない。きちっと発言したことが記録されていなければ、作業ができるはずがない。その点をきちっとしてほしい。先程、勝又委員が話したように、総合計画の審議委員を私も務めました。まとめが全然なくて、混乱した。それではだめ、次の会議は開かない、このような形にしてみたい。
- 委員長(高橋直見君) 事前送付ということですか。
- 委員(曾根昭夫君) 事前と言うか確認は、第6条に規定されているでしょう。
- 教育総務課長(大友義孝君) 会議録の調製は、事務局で行います。方法は2つあります。全文記録と要点筆記です。どちらにするのか、規定はされていません。要点筆記は簡単のようで難しい。質問と回答のみになって会議の流れが判りづらい。誰が読んでも分かるように会議の流れを記録しなければならない。会議録を見る際に、前段を省略し後段のみを見てしまうケースもある。この場合、会議の流れが繋がらず、文章だけ一人歩きすることもあります。公開するのは良いが部分のみ一人歩きすることが一番困る。このように要点筆記では、それができないので全文筆記とならざるを得ないと考えます。ただ問題なのは、発言した内容が間違っていた際は、次の会で発言の修正が必要となる。会議録の修正を会議の場で求めなければならない。議会と同じような会議録としたほうが良いと考えます。
- 副委員長(木村強一君) 会議では当然です。資料にも書いてある。対外的なものは当然のことである。委嘱状の交付などは、記録することはない。本日の会議が、このように深く協議するとは思わなかった。
- 委員(勝又治子君) 会議録の署名の件など、検討がでなかったので質問した。
- 教育総務課長(大友義孝君) すいませんでした。ご指摘ありがとうございます。今回の会議録を調製し、皆さんにお示しし、よければ次回から同じように進めていきます。ご理解よろ

しくをお願いします。

- 委員（曽根昭夫君）　くどいようですが、全文記録となるのですね。しかし、調製するのは時間がかかる。次の会議前に提示していただきたい。発言の修正もあり得る。当日早めに提示する方法もあるかと思いますが、よろしくお願いします。
- 委員長（高橋直見君）　確認ですが、事前送付となると厳しいと思われます。次回会議開催前に皆さんに目を通していただく時間を設けることで、よろしいですか。
- 委員（曽根昭夫君）　はい。よろしくお願いします。
- 委員長（高橋直見君）　ほかに進め方等について、ございますか。なければ、第1回の会議はこれをもって終了して、よろしいですか。

〔はい、という声あり〕

- 委員長（高橋直見君）　ご協力ありがとうございました。
- 教育総務課課長補佐（寒河江克哉君）　閉会にあたり、副委員長より一言あいさつをお願いします。
- 副委員長（木村強一君）　ご苦労様でした。いつまで会議が続くのか心配であった。今日はこの程度で良いと思います。今後、濃い内容を審議する場面も出てきます。みんなで頑張りたいと思います。今日は、ご苦労様でした。

【午後　５時　３０分　閉会】

上記会議の経過は、事務局 寒河江克哉が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成24年 10月 9日

委 員 長